

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

地球温暖化の影響は時間的・空間的な広がりを持ち、今直ちに適切な対策を実施しなければ将来の世代へ大きな負荷を残すことから、将来の市民の良好な生活環境や自然環境を確保するため、現在世代の各主体の責任として対策を推進する必要があります。

地方公共団体は、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画となる地方公共団体実行計画（区域施策編）を作成し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会^{*}の形成等について定めることが求められています。

このため、2010（平成 22）年に策定した「富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、2020（令和 2）年を中期目標として、各主体の協働のもと、温室効果ガス排出量の抑制に取り組んできました。

2021（令和 3）年 3 月には「富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編第二期計画）」を策定しました。しかし、その後国内外の気候変動対策に係る動向は大きく変化したため、これらの社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、第二期計画における達成すべき目標、及びそのために実行する施策、取組内容を見直し改定することで、より実効性のある温暖化対策を推進します。

2-2 目指す方向性

前述のとおり、地球温暖化対策については「緩和策」と「適応策」の 2 つの考え方があります。

1 つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」、もう 1 つは、現在既に生じている気候変動影響に対処するだけでなく、地域住民の生活や、地域の社会・経済・環境を将来にわたって守り、地域住民の生活の向上や、地域の社会・経済の発展にもつながり得る取組をする「適応策」です。

本計画においても地球温暖化対策として緩和策と適応策の両方を講じていくこととします。

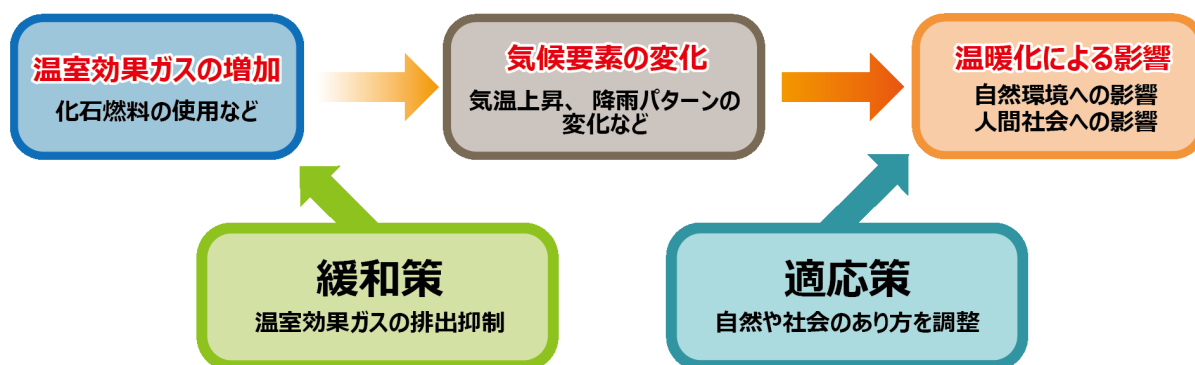


図 2-1 本計画の目指す方向性

2-3 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画であり、「富士市環境基本条例」（2000（平成 12）年制定）の基本理念をもとに、「第三次富士市環境基本計画」（2021（令和 3）年 3 月）に掲げられた基本目標の考え方を踏まえ施策等を具体化するものです。

また、本計画においては、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進するための施策（緩和策）を策定するとともに、2018（平成 30）年 6 月には「気候変動適応法」が成立し、同年 11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画^{*}の策定等が努力義務となったことを受け、気候変動の影響による被害を軽減あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目的とした施策（適応策）を策定することで地域気候変動計画も内包することとします。

本計画は、2021（令和 3）年 3 月に前計画の計画期間満了に伴う改定を実施しました。その後、国が 2021（令和 3）年 10 月に地球温暖化対策計画を改定し、2030 年度における温室効果ガス削減目標（2013（平成 25）年度比）を従前の 26%削減から 46%削減に引き上げたことや、2023（令和 5）年 4 月に策定された「富士市ゼロカーボン戦略 2050」の内容を踏まえ、2022（令和 4）年度に再度改定を実施しました。

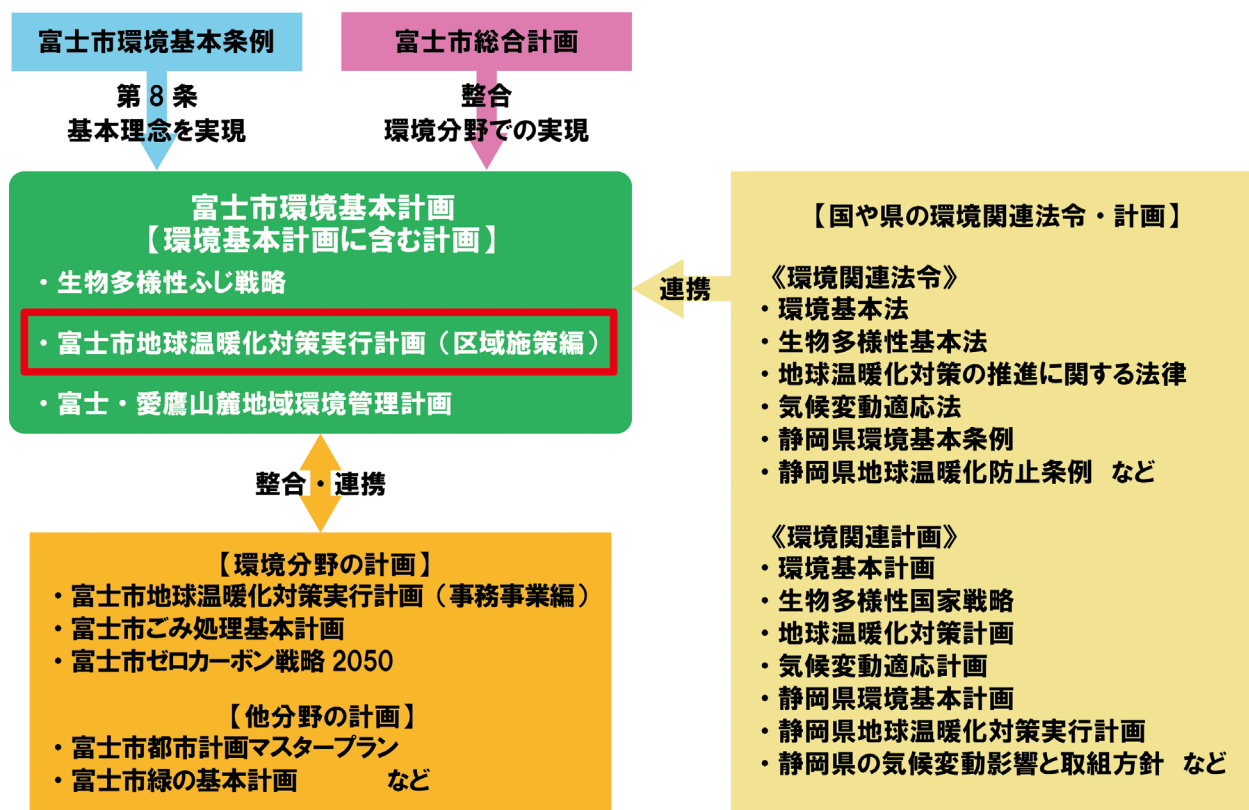


図 2-2 本計画の位置づけ

2-4 計画の推進体制

本計画の推進体制は以下のとおりとします。市民・事業者・市の各主体が協働して地球温暖化対策に取り組むとともに、富士市環境審議会及び実行計画推進部会と連携して着実な施策の推進・進捗管理を行います。

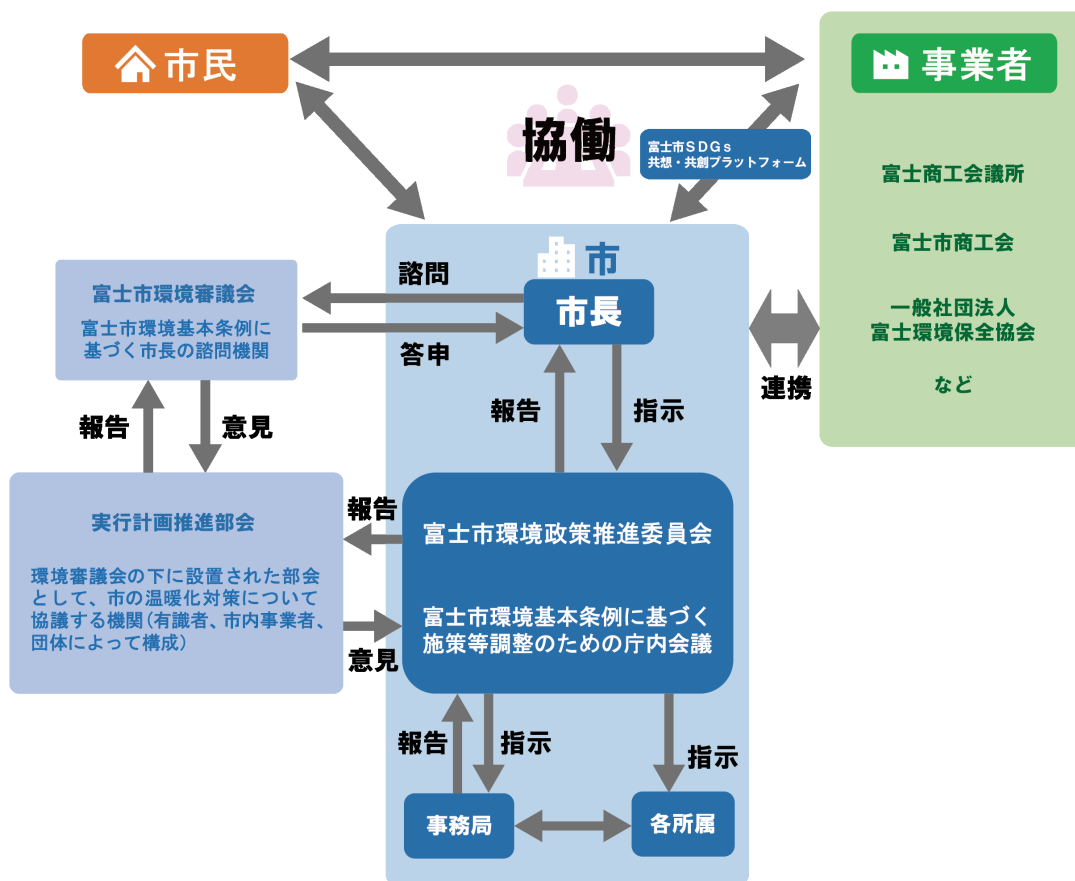


図 2-3 本計画の推進体制

また、本計画における市の施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステム[※]の PDCA サイクルの考え方にに基づき、個々の施策の進捗状況を点検・評価し、定期的に見直しを図っていくことにより、計画の適切な進行管理を行います。

Plan (計画)	・各担当課により年次の実施計画を作成します。
Do (実行)	・年次実施計画に基づき、環境施策を推進するとともに、市民・事業者への取組の啓発、情報提供を行い、個々の活動を推進していきます。
Check (点検・評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当課は、翌年度に実施計画の進捗状況の点検・評価を行い、事務局に提出します。 ・事務局は、年次報告書を取りまとめ、市民・事業者に公表し、意見を募集します。 ・富士市環境審議会は、年次報告書に基づき、環境基本計画の取組状況の評価及び次年度以降の課題などについて審議します。
Action (見直し)	・富士市環境審議会の審議結果を受け、富士市環境政策推進委員会は、必要に応じて施策への反映に向けた審議を行います。

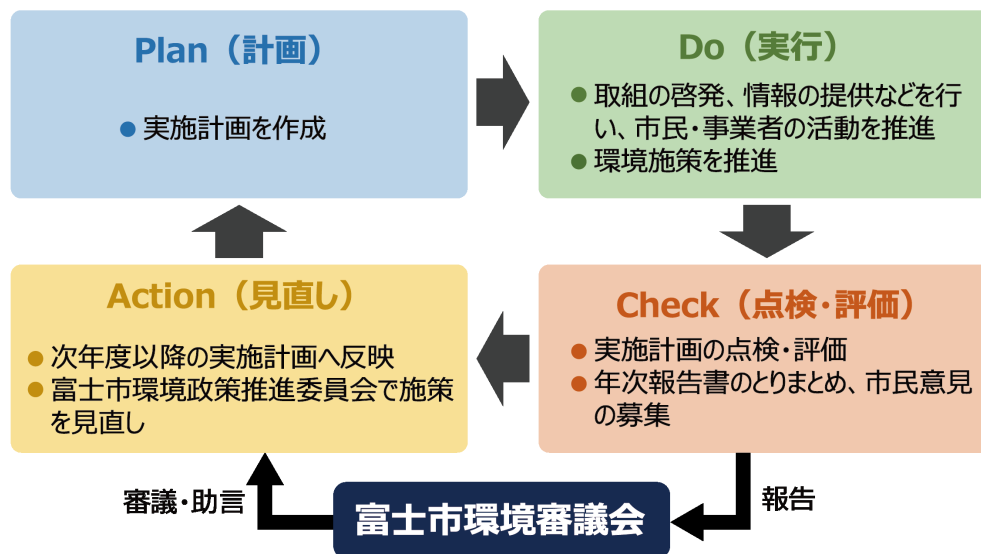


図 2-4 進行管理の流れ

2-5 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法の対象である二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素[※]・ハイドロフルオロカーボン（HFC）[※]・パーフルオロカーボン（PFC）[※]・六ふっ化硫黄（SF₆）[※]・三ふっ化窒素（NF₃）[※]の7物質とします。

2-6 計画の基準年度

本計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」（2021（令和3）年10月22日閣議決定）と整合性を持たせるため、2013（平成25）年度とします。

なお、現況年度については、2018（平成30）年度とします。

2-7 計画の期間

中期目標年度：2030年（国の中期目標との整合を図る）

長期目標年度：2050年（国の長期目標との整合を図る）

2-8 削減目標

本計画における削減目標は、次のとおりとします。

（詳細は、「第4章 温室効果ガス排出抑制対策（緩和策）」参照）

	削減目標
中期目標	温室効果ガス排出量について2013（平成25）年度比47%削減を目標とする。
長期目標	温室効果ガス排出量実質ゼロ [※] を目指す。

2-9 計画の対象地域

本計画の対象地域は、富士市全域とします。

したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動等、あらゆる場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。

2-10 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等に応じて、施策や目標の見直しを図ります。